（食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事又は指定都市の長の報告に関する省令の一部改正）

**第八十条**　食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事又は指定都市の長の報告に関する省令（平成二十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

**別記様式第１号**（第1条関係）

（表）

第　　号
年　月　日発行

身 分 証 明 書

官職名及び氏名

年　月　日生

写

真

上記の者は、食品表示法第8条第2項の規定による立入検査及び質問をする職員であることを証明する。

農林水産大臣

（裏）

食品表示法（抄）

（立入検査等）

第８条　（略）

２　農林水産大臣は、第６条第１項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

４　前３項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

５　第１項から第３項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任等）

第15条　（略）

３　この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第21条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第８条第１項から第３項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第９条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。